

緩和ケアの理念

緩和ケアは、生命を脅かす疾患に直面する患者とその家族のQOL（人生と生活の質）の改善を目的とし、様々な専門職がチームとして提供するケアです

緩和ケアの基本方針

- ・痛みやその他の苦痛となる症状を緩和します
- ・生命を尊重し、死を自然なものと認めます
- ・無理な延命や意図的に死を招くことをしません
- ・最期まで患者がその人らしく生きてゆけるように支えます
- ・患者が療養しているときから死別した後にいたるまで、家族が様々な困難に対処できるように支えます
- ・病気の早い段階から適用し、積極的な治療に伴って生ずる苦痛にも対処します
- ・患者と家族のQOLを高めて、病状に良い影響を与えます

緩和ケアを提供する形態

- 1) 緩和ケア病棟
 - 2) 緩和ケアチーム（病院）
 - 3) 緩和ケア外来
 - 4) 在宅緩和ケア（在宅療養を支援するサービス）
- ※「在宅療養」とは、自宅以外の居宅系施設における療養も含む

緩和ケアを受けるための条件

- 1) 悪性腫瘍等の生命を脅かす様々な疾患に罹患し、緩和ケアを必要とする患者およびその家族等の介護者を対象とします
- 2) 患者と家族、またはその何れかが緩和ケアを望んでいることを原則とします
- 3) 緩和ケアの提供時に患者が病名・病状について理解していることが望ましいです。もし、理解していない場合、患者の求めに応じて適切に病名・病状の説明をします
- 4) 家族がいないこと、収入が乏しいこと、特定の宗教を信仰していることなど、社会的、経済的、宗教的な理由で差別はしません

緩和ケアで提供するケアと治療

- 1) 提供するケアと治療は、患者あるいは家族の求めに応じて相談の上で計画・立案します
- 2) 痛みなど苦痛となる症状は、適切なケアと治療で緩和します
- 3) 提供したケアと治療については、適切に記録します
- 4) 症状緩和を行った上で患者と家族がもつ身体的・精神的・社会的・スピリチュアルなニーズ（要求）を確かめて、誠実に対応します

5) 患者との死別前から家族や患者にとって大切な人へのケアを提供するように計画を立てます

6) 家族が患者と死別した後、強い悲しみのために日常生活が普通に送れない状態になった場合、適切な医療の専門家を紹介します